

ヴォルフガング・ケルスティングの所有秩序構想： カント的リベラル社会国家の可能性

城下, 健太郎
九州大学大学院法学研究院 : 助教

<https://doi.org/10.15017/1543597>

出版情報 : 九大法学. 111, pp.1-26, 2015-10-01. 九大法学会
バージョン :
権利関係 :



研究ノート

ヴォルフガング・ケルステイングの所有秩序構想

——カント的リベラル社会国家の可能性——

城 下 健太郎

はじめに

- 一 配分的正義から政治的連帯へ——社会国家の両義性——
 - 二 カント的な所有権の基礎づけ
 - 三 カント的憲法パトリオティズム——政治的連帯とそれを支えるもの——
- むすびにかえて——批判的考察に向けて

はじめに

ヴォルフガング・ケルステイングは現代ドイツの社会哲学・

政治哲学者であり、わが国ではとくにカント法哲学研究の分

野における第一人者としてよく知られている。⁽¹⁾ 本稿の目的は、ケルステイングの展開している現代正義論に焦点を当てながら、⁽²⁾ その根底にあるカント的な所有秩序の構想を明らかにすることにあり。その上で彼のいう「カント的なりべラル社会国家 (Der kantisch-liberale Sozialstaat)」の規範的性格を探ることとする。ケルステイングの現代正義論における諸研究は彼のカント法哲学研究を基礎にしており、それと相互に関係づけられている。彼のカント理解を手がかりに「カント的なりべラル社会国家」というさまざまな内的矛盾をはらんでいるように見える表現を解明したい。

この「カント的なりべラル社会国家」に対して、カント研究の側から向けられるべき疑問は、カントの法理論において国家とは区別された「社会」がそもそも意識されているのかということである。カントの理論構成においてはヘーゲルのような経済社会としての「近代市民社会」はそもそも成立しておらず、カントの想定している国家像はアリストテレス以来の政治社会 (politike koinonia, bürgerliche Gesellschaft) の伝統に基づくもので、自由主義的な法治国家として理解されてきた。⁽³⁾ この観点からして、カントを「リベラル」と位置づけることは適切である。だが、カントにおいて国家と社会が

未分化である以上、個人の経済活動から生じる近代市民社会の内的矛盾はそれ自体としては前提とされていないため、ケルスティングのように、国家が社会の領域に介入するための規範的な根拠をカントに見出すことは困難であるように見えるのである。

にもかかわらず、ケルスティングがリベラルな法治国家と社会国家原理との矛盾に直面しつつもカントにあえて依拠しようとする背景は、既存の福祉国家体制に対して彼がもつ危機感にある。市場の競争原理によって生じた経済的不平等や貧富の格差を是正し、社会的・経済的弱者の救済のために富の再配分をおこなう既存の福祉国家は、現在、大きな岐路に立たされている。とくにわが国においても顕著であるように、少子高齢化の進展、および政治、経済や社会のグローバル化にもなつて、現代福祉国家を支えてきた諸前提は崩れつつある。労使間の妥協によって二〇世紀によく成立した現代的立憲主義にもとづく社会保障制度は現在、大きな危機に立たされているのである。こうした状況は、経済成長率の低下や国家財政上の問題にとどまらず、多面的な価値観を前提にして国家は誰を救済すべきか、そしてそれはいかなる手段によってなのかという問題を私たちに投げかける。こうした

問題状況は、社会正義論をグローバルな地平（すなわち、世界的な財の再配分の問題）に導いただけでなく、同時に、政治哲学においてこれまで分断されてきた問題、「差異の政治」や「アイデンティティの政治」と配分的正義をめぐる政治とをいかにして結びつけるか、という課題にまで導いてきたといえよう。「カント的リベラル」の視点からなされるケルスティングの現代社会国家批判もまたこうしたポスト・リベラリズム以降の状況においてはじめて理解されるはずである。

本稿は、以上の問題視角からケルスティングの社会国家批判および彼の社会正義論を、現在の多元主義的状况への対応を示した社会正義の構想として位置づけたい。ケルスティングの試みは、政治を単なる功利主義的な利害計算としておこなう経済的人間 (homo economics) を批判し、個人の経済的自立に基礎を置いた政治的公共的自律の優位をもたらそうとするものである。それは、カントの『法論』を一貫して義務論として理解し、カントの実践哲学全体からこれを位置づけようとする彼の解釈とも連動している。議論の筋道を先に示すならば、まず、第一節において、このような『法論』における義務論の強調によって、カントが一八世紀の家父長的福祉国家と決別していることを指摘しているケルスティング

の社会国家批判の内容を検討する。こうした既存の福祉国家批判に関して、ケルステインが安易にハイエクやノージックといった市場による交換原理のみを配分的正義として限定する立場に陥っていないことは注目に値する。このような自由尊重主義にも、また平等主義的なりべラルにも依拠しない配分的正義の根拠を、ケルステインはカント所有秩序の分析からひき出ししている。本稿第二節では、ケルステインがカントの『法論への準備草稿』に依拠して構成した所有権の基礎づけを検討する。カントの所有理論は、カント法哲学研究の中で大きな役割を果たしてきたが、ケルステインが依拠したカントの所有権概念の両義性は、極端な原始共産制を否定するとともに無制限の私的所有の拡張をも否定する。このことよって、ケルステインは原始的な共有秩序だけでなく私的所有権を自然権とみなして神聖視する立場をも乗り越えて、所有権に対して社会的な義務を負わせる立場をとるのである。ただし、こうした所有秩序の構想はそれ自体だけでは、社会国家的な財の再配分を正当化することはできない。こうして社会国家の基礎づけはカントの所有理論を超えた諸原理との接合を必要とする。本稿第三節では、ケルステインがカントを逸脱し、市民権としての政治的連帯への権利に

もとづいて、私的所有権を制約し、基本財の最低限の保証をめぐらしていく仕方を検討する。この連帯は、人格の自立を形成し、その形成を支援するような形で社会国家の成立を基礎づけるものである。もつとも、この仕方では、リベリズムの中立性を失うことにもなりかねない。実際リベリズムに一定の徳を求めることで個人の孤立化を許さない憲法パトリオティズムに彼は行き着くのである。はたして、このようにして成立する「カント的なりべラル社会国家」への批判的検討の余地はあるだろうか。最後にこの点に触れてむすびにかえたい。

なお、本稿は、ケルステインにおける社会国家の規範的根拠を問うことに主眼を置いており、彼の具体的な社会政策の細かな内容や社会国家の具体的な活動内容に踏み込むことができなかった。本稿はあくまでケルステインの社会国家論におけるカント法哲学・政治哲学の意義や影響を問う直すものである。

一 配分的正義から政治的連帯へ——社会国家の両義性——

ポスト・リベラリズムの状況の中で、ケルステイングの基本的パースペクティブは社会国家の問い直しに向けられる。「社会正義あるいは配分的正義の概念を私はもっぱら、社会国家の正統性の構想という意味で使用する。社会正義あるいは配分的正義の理論は私の目には次のような課題を有しているように見える。すなわち、社会国家に規範的な背景理論を与え、社会国家の実効性に規範的な根拠を与えることである」⁽⁴⁾。彼は、既存の社会国家を自明のものとしなすことができず、正義論を通じて得られる規範的な根拠が新たな社会国家の秩序形成にとって必要だと考えていた。

この規範的な根拠をケルステイングは『自由の秩序』の第二版（一九九三年のズーアカンプ版）では、カントの法哲学に依拠して導き出すことができる、と考えていたようである。もともと、ケルステイングは、社会国家原理にとって必要となる所有権の制約をカントの所有権論に内在する契機としてではなく、公民的体制設立のための根源的契約（*contractus originarius*）の概念に与えている。その際に、ケルステイング

は、カントの行為主体が公民的体制を形成する際の動機づけをジョン・ロールズの正義原理にもとづく社会国家的契約理論との関連性において指摘する。ケルステイングによれば、カントの国家制度は生得的に享有された人権を相互に保障するための社会契約（根源的契約）によって成立する。カントの根源的契約の概念は、ケルステイングも強調するように、市民間の利害を反映したり共通目的を奨励するためのものではなく、社会的共存の条件に対して無条件に与えられた理性的形式の制度化であり、この点で「生得的な人権を統治権において公示したもの」に他ならない⁽⁵⁾。この生得的な人権のうち社会的経済的不平等を修正する原理が含まれているとケルステイングはみなしている。「もし、社会国家の原理が、生活リスクから保護するための負担の軽減の代わりに、社会的経済的不平等によって運命的に不利に扱われている状態を理由にして自己決定する存在者に補償を与えることを可能にすることを自身の課題としていると理解するならば、この原理はカントの法哲学とは一致しないというだけにとどまるものではない。もし、カントの法哲学が社会国家的に監督されていない市場の上に自由と法的な尊厳を期待するという危険を考慮に入れていたならば、カントの法哲学は人権としての自由

の利害のうちにこうした社会国家原理を要求しなければならぬはずである」⁶⁾。

ところが、このようにしてカント法哲学に社会国家成立の萌芽を見て取っていたケルスティングは『自由の秩序』第三版(二〇〇七年版)では、第二版における上記の箇所を削除し、一転してカント法哲学に内在する萌芽を否定しているように見える。⁷⁾そこでは、生得的な人権を制度化しようとする契約理論の構想は社会国家の成立根拠としては、もはや明示されない。この変化については、「カントと社会国家の問題」と題された論文(二〇〇一年)ですでにあらわれており、そこで彼は、「カント的なリベリズムが未成熟な社会国家構想をその中に含んでいるというだけでなく、このカント的リベリズムが現代の平等主義的リベリズムと同様に自由放任主義(Liberalismus)としても考察されることも主張する」⁸⁾。そして、「カント的なリベラルな社会国家の基礎づけについては二つの見地において論じられる。それは、政治的・制度的であるか、法理的・規範的な性質であるかのいずれかでありうる。カントにおける法理的な社会国家の基礎づけが存在するか、あるいはその基礎づけが理性法一般の形式的・形而上学的な前提の下で存在しうるかは周知のように激しく議論さ

れている。これに対して、社会国家の政治的基礎をカントの発言全てに先んじて『法論』の「一般的注解C」の冒頭のテーゼから抽出しうることは分別に従えば異論の余地がないことである」⁹⁾。すなわち、カント的な法の公理(ある人の外的自由と他者の外的自由との一致)から原理的に社会国家が導き出されないとしても、国家が政治的責任として救貧院のような慈善施設などを用意することをカントが想定していたとする部分に注目するのである。ケルスティングの意図は、カントの法哲学から社会国家の諸原理を導出するのではなく、その政治哲学から社会国家の諸原理を導出し、カント的な自由主義的法治国家に接合しようというところにあるといえよう。

私の見立てでは、この視座転換には既存の平等主義的な社会国家に対するケルスティングの否定的態度が決定的に作用している。つまり、既存の社会国家は、カントの理性法体系にもとづく民主的法治国家を根幹に置きながら、それを歪めてしまっているというのである。ケルスティングによれば、社会国家の構想に何らかの正義が必要であるにせよ、「いかなる種類の正義が法治国家への社会国家的制限と自由市場の分配的理性(Verteilungsrationalität)への社会国家的修正によって実現されるべきかについては、もちろん激しい議論がおこなわ

れている。……限度を超えた正義のレトリックは福祉国家的デモクラシーの公共的な論争、すなわち選挙人の統制という政治的市場をつくり出し、そのような諸集団が分配について言い争うことは道徳的な意味論の虚飾で覆われている¹⁰⁾。ケルステイニングによれば、配分的正義に関する平等主義的な構想をもつ社会国家をカントの民主的法治国家の理論に接合することは、市民が自律的に政治参加する余地を奪い（市民のクライアント化）、財政政策や金融政策の決定を市場のアルゴリズムにゆだねてしまうことになりかねない。「政治と市民が等しく、自己利害と政治的な全秩序の維持条件との間の矛盾を深めるように働くならば、システムの基本的な基礎の安定性を危険にし、経済とデモクラシーとの相関関数 (die Funktionsgesetze) を毀損するような同様の行為戦略が帰結する。」¹¹⁾

このように、ケルステイニングの社会国家批判は、ジョン・ロールズをはじめとする「平等主義的リベラル」への批判から生じていると見られる。その批判は様々な観点から多岐にわたって論じられており、これらを整理するのは容易ではない。ケルステイニングは、社会国家へのあからさまな批判者（それは自由尊重主義と共同体主義者の双方であるが）を並べつつ、それらの批判にも一定の意義を与えようとする。ひとま

ず、ケルステイニングの議論をあとづけながら、既存の社会国家の問題点を指摘しつつ、検討してみよう。

(1) 意味論上の蜃気楼

平等主義的な社会国家批判の第一に、ケルステイニングが挙げているのは、「意味論上の蜃気楼 (eine semantisch Luftspiegelung)」というものである。彼がフリードリヒ・ハイエクにならって論じるころによれば、「規範的な社会国家の基礎づけが挫折せざるをえないのは、ここで権限をもった正統な構想、つまり社会的あるいは分配的正義の概念が無意味なものであり、意味論上の蜃気楼であるので、国家社会主義者の指針が人権の首尾一貫性の厳格さに授けているイデオロギー上の意図にとつてたいへんふさわしいものであるからだ¹²⁾」。つまり、市場やデモクラシーといった現代の複雑なシステムの発展の前に、所有秩序への人為的操作は不可能だし、デモクラシーと市場の根底に置かれるべき自由権の基礎を掘り崩してしまう。これは、福祉国家に対してその管理社会的・計画主義的側面を批判する伝統的な議論である。社会国家は市民の生活世界に対して過度に介入的であり、「政治において目的の支配を志向すること (Teleokratische Orientierungen)」は、人間のあらゆ

る認識論的不足を超えて、効率性と道徳とを等しく消滅させる計画主義的傲慢の産物なのである⁽¹³⁾。

もつとも、ケルステイン自身はこうしたハイエクの自生的秩序論にだけ依拠する意図は見られない。ケルステインの目的はあくまで個人の自律から介入主義的な社会国家の重荷を解放することであって、彼は自由尊重主義的なりべラるほど市場の自律的な調整力を信じていない⁽¹⁴⁾。ケルステインは、市場における公正な機会の平等を保障するための政治的努力が、単に合法的な国家的行為の可能性を許容するだけでなく、その可能性を超えて道徳的必然でもあると主張する⁽¹⁵⁾。彼は社会国家のパターナリステイックな幸福主義的傾向を回避しつつ、同時に貧困の消滅と不平等の最小化という社会民主主義的な目標を維持しようとする。特に、その際にケルステインが重視することは、不平等の社会的再生産を回避することである。それを彼は「発展機会の平等」と呼ぶ。もつとも、これだけでは、どこまで何を平等にすればよいかが不明確である。ケルステインは次の共同体主義による社会国家への批判と対決する中で、その限界を見定めようとする。

(2) 道徳的コスト

ケルステインの挙げている第二の批判は、「現在の社会国家が批判に値するのは、その道徳的な静止状態が完全に正常でない状態に陥るからであり、その豊かな設備が莫大な道徳的浪費を犠牲にして得られるので、社会国家はただ不経済であるだけでなく、道徳的な崩壊に陥る⁽¹⁶⁾」というものである。ケルステインはこの道徳的コストを、「不道徳のコスト (Erstichungskosten)」、行為能力制限のコスト (Einhindungskosten)、「誤用のコスト (Missbrauchskosten)」に分類して反駁を試みる⁽¹⁷⁾。

まず、不道徳のコストは共同体主義者によって叫ばれるものである。これに対してケルステインは原因と結果を取り違えていると解答する。つまり、問題は既存の福祉国家の匿名の官僚主義的な連帯性にあるのであって、近代の個人化に対抗する社会国家が隣人愛を呼び起こし、破壊された生活世界の連帯性を復活させることを強調する。

次に行為能力制限のコストは一八世紀の行政的な福祉国家に対する批判である。要するに社会国家はパターナリズムだというのである。これは、社会の共同成員として相手をみなそうとしない態度を呼び込むという批判である。すぐ後で述べるようにケルステインは、政治的連帯のもつ社会統合の

力によってこれに反駁していく。

最後が道德の誤用である。つまり、市場に対するあらゆる操作や社会保障によって、市場が本来予定している道德的結果とは逆の不道德な結果が生じる問題である。つまり、福祉国家は効用の最大化を行う市場経済自体の効率的配分をつかみ損ねているのである。これに対しても、ケルステイニングは福祉国家が本来的に資本主義的な原理であることを強調することで反駁している。

さて、これらの批判に対抗して、ケルステイニングが上で述べた「発展機会の平等」を正当化するために用意した概念が政治的連帯である。つまり、社会保障への取り組みは自由権や平等権といった普遍的な人権として配分的正義の中に組み込まれたものではなく、政治的な市民の相互の尊敬と寛容に根ざした連帯性によって確保されるべきものなのである。彼はこれを「福祉権 (Wohlfahrtsrechte)」と呼び、経済的、政治的自立を保障する原理として導き出そうとする。⁽¹⁸⁾つまり、「福祉権」は、所有者の自律性が失われ他者に従属するほどの経済的困窮の最小化と回避を行うのであって、財の再配分を直接的・原理的に志向するものではない。「肉体的・精神的・道德的行為と自己の強さなしに、また決定的な経済的な

基礎の保障なしに、古典的な自由権はリベラリズムのイメージに従って自律的な生活態度と個人自身の価値形成に対してもつ意味を獲得できない。この福祉権の二義的性質は、国家の補充的な性質に対応する。自由に基礎をおく社会国家は、援助をおこなうのであって、しかも暫定的におこなうのである。⁽¹⁹⁾

ケルステイニングが与えたこのような規定から、彼の提示するリベラルな社会国家の性格は明らかであろう。それは市民権を行使できないほどの窮余の地位におかれた者たちに自立を促すために与えられる福祉であって、根本的にワークフェア（就労としての福祉）を推奨する。主に目指されるべきは失業の削減であり、雇用政策が福祉の主眼におかれることになる。ただし、ケルステイニングは福祉のすべてを自立支援に切り詰めようとしているわけではなく、「存在の扶助 (Daseinsvorsorge)」として自己扶助の能力のない者への最低限の存在権の保障を彼は提唱してはいるのだが。⁽²⁰⁾

以上のことから、ケルステイニングによる既存の社会国家批判は次のようにまとめることができる。既存の社会国家は、マス・デモクラシーにおいて権力政治の側からなされる有権者への恩恵的な約束のために政治的な責任を犠牲にし、ひい

ては「社会国家の連帯のさまざまな前提、すなわち、経済的・政治的・社会的・文化的前提ならびに、人口統計上の諸前提を急速に消滅させ、負担を支払う社会国家の世代間の相互性や合理性、正統性の条件がますます幻想であることが判明するのである」⁽²¹⁾。もともと、この批判によって、あらゆる形態の社会国家の可能性が奪われるわけではない。ケルステインの狙いは次のことにある。「市民の権限が付与されたリベラルなプロセスが継続され、完全なものにされなければならない。つまり、市民が自己の自由のための配慮からレヴァイアサンの文明化したように、レヴァイアサンを恐怖を抱かせる保護の實行から市民的なものの政治的な自己組織化へと転換させたというならば、いまや市民は次のことをなさねばならない。それは、再び自己の自由のための保障、だがとりわけ生命の保護を行うレヴァイアサンから手に入れた自由の秩序のための保障にもとづいて、社会国家を文明化し、必要に合わせた基本的な生活保障の体系へと社会国家を還元することである」⁽²²⁾。

それゆえ、社会国家の両義性として自由尊重主義や共同体主義による批判をくぐりぬけつつ、しかも決して既存の平等主義的福祉国家モデルに陥らないという困難な立場の規範的な正当化が求められる。ケルステインが行おうとしたのは、

まさにその理論的定礎であった。次節では、彼の想定する所有秩序構想の基礎となっているカントの所有理論を検討することにしたい。

二 カント的な所有権の基礎づけ

さて、ケルステインが自己の所有秩序の構想を組み立てるにあたり、利用したのがカントの所有理論である。しかも、その際に彼が注目したのは、よく知られているカントの『法論の形而上学的基礎論』(以下、『法論』)ではなく、その『準備草稿』である⁽²³⁾。彼のカント研究の業績のひとつとして、この『準備草稿』のなかの「占有実在論」と「占有観念論」のアンチノミーからカントの所有秩序の構想を明らかにしようとしたことにある。そして、ケルステインは彼独自の所有秩序構想を追究した論考でも、再びこの議論を繰り返すことで、カント的な社会国家への道を開こうとするのである⁽²⁴⁾。

まず、ケルステインの前提として、外的なもの一般の取得に関するカントの所有論は、ひとまずは、あらゆる物理的経験的な所持の延長線上から私的所有を基礎づけることを

放棄したと言わなければならない。したがって、ロック的労働所有説は完全に否定される。私的労働の投下という実体的な行為は純粋な法的占有を基礎づけることができないのである。物権に関していえば、「ある土地の最初の加工や境界づけ、あるいは一般に形態を付与することは土地を取得する権原、すなわち偶発的なもの (Accidens) の法的占有に根拠を与えるものではなく、むしろ逆に私のものと汝のものが規則にしたがって実体の所有から推論されなければならない」とされる。カントが批判期以前にはロックの労働所有説の信奉者であったことはたびたび指摘されるが、『法論』では、今やその否定者として現れる。カントにとつて、労働や加工は所有権を前提としてはじめて可能になるのであって、その逆ではありえないのである。このような変化をもたらしたのは、おそらく批判哲学の思想的成果としての可想的占有の契機を強調したことによる。物理的・経験的な労働を媒介にして人格と物件とを直接関係づけることをカントは明らかに拒否しようとする。

しかしながら、このことは「内的な私のもの」(生得的な自由)が所有関係と無縁であるというのではない。むしろ、「内的な私のもの」との接点なしには私的所有を基礎づけること

はできないのである。以下ではこのことを説明してみよう。

まず、カントは『法論』の私法論を「法的な私のもの (rechtliche-Meme, meum iuris)」の概念の検討から始めていく。カントによれば、私法上の権利一般の対象は、取得されるべき「外的な私のもの」であり、これは「他の人が私の承諾なしにそれを使用することが、私を侵害することになるという仕方、私が結びついているもの」として「法的な私のもの」になる。ここには、いわゆる所有権のもつ排他的な支配権の觀念がほぼそのまま見出される。これに対して、「内的な私のもの」を所有することをカントは拒否し、自己所有が明確に否定される。この「内的な私のもの」は多くの研究が前提としているように、生得的な自由を含むものであるが、これは取得権の対象とすることができない。この「内的な私のもの」は、人間の実践的な主体性・自律的自由そのものであって、「権利」一般の概念に含まれる「使用可能性」を含むものではない。というのは、自身の主体性を使用し任意処分することは主体性それ自体を放棄することになるからである。自分の身体といえども自分自身の内なる人間性に対する義務にしたがって任意に使用・処分できないのである。このように人間性の権利は私的所有の制限に用いられる概念として立

ち現れる。その結果、「人間は自分自身の主（自権者）ではありえるが、自分自身の所有者（自分を意のままに処分することのできるもの）ではありえず、ましてや他の人間についても所有者であることはできないのである。……というのは、人間は自分自身の人格の内なる人間性に対して責任を負うからである。」²⁸⁾

ただし、こうしたカントの規定によって、「内的な私のもの」から取得に関する権利一般を完全に切り離して理解することは妥当ではない。たとえば、経験的Ⅱ物理的にリングを占有する者は、自己の「内的な私のもの」の延長としてリングを占有しているのであり、このリングを奪うことは「外的な私のもの」の侵害ではなく、生得的Ⅱ「内的な私のもの」の侵害とされる。²⁹⁾ここでは、むしろ「内的な私のもの」に関して、一つの人格における人間性が最大限に拡張された結果、身体的Ⅱ物理的な自由が強調されており、経験的占有においては自己の手にした範囲のものだけを「内的な私のもの」の観点から正当化することができる。もちろん、カントの所有理論は明らかにこれ以上の論証、すなわち純粹な観念的Ⅱ理想的占有を必要とするが、今や「内的な私のもの」の延長としての物理的占有と「外的な私のもの」としての可想的占有

との関係を説明しなければならない。

ケルスティングは、このような「内的な私のもの」に限定して私的所有権を認める立場を「占有実在論」と呼び、これをすべての外的なものを「法的なわたしのもの」としてもつことができるかと確信する「占有観念論」と対置し、「法的実践性のアンチノミー」を展開している。³⁰⁾ケルスティングによれば、このようなアンチノミーは『法論』の準備原稿に見られるもので、そこから公刊後の『法論』における実践理性的法的要請がこのアンチノミーの解決をもたらすとみなしているのである。このアンチノミーは、ケルスティングが認めるように、私的所有を嚴格に「内的な私のもの」の延長としての身体的所持にのみ限定する「急進的な社会主義者」と、私的所有を徹底して自己の外部に拡張しようとする「私的所有の擁護者」との対立である。同時に経験的Ⅱ感性的占有のみを正当とみなす者と観念的Ⅱ可想的占有の存在を正当とみなす者との対立である。この対立軸を検討することで、原始的共産制否定の根拠が与えられるので詳しく見ていこう。

まず、占有実在論は、人格と物件の直接の関係性のみによってしか私的所有の基礎づけを認めない見解である。つまり、「占有実在論者にとっては、内的で生得的な私のものだけが存

在する。行為の自由の侵害とは別の仕方での法的な自由が侵害されるといふことは占有実在論者にとつては想像できない⁽³¹⁾。外的なもの私を私のものとしてつことが出来るのは、外的なもの身体的なつながりのある間のみであつて、そのつながりが切斷された瞬間に、外的なものも一度無主物に戻るというわけである。このような占有の觀念性を全て否定し、永続的な私的所有を拒否する原始共産制的特徴をもつ所有形態のみを占有実在論者は正当とみなす。それゆゑ占有実在論の側からは、占有觀念論が自己矛盾に陥つてゐることが指摘される。外的なあらゆるものが私のものであるのであれば、他の人が私のもを奪つて使用することで所有への侵害が発生することになる。このことを私的内的な自由の侵害といふためには私自身が外的なものを所持している場合に限る。ところが、あらゆる外的なものの私的所有を認めると、私自身が所持していないものを他の人が使用した場合にも自身の内的な自由が侵害されたといふことになるが、それは身体上不可能になつてしまふ。といふのは、そのためには「私が二つの場所に同時に存在する」⁽³²⁾ことが必要になるが、それは自己矛盾だからである。

これに対して、占有觀念論は、帰謬法によつてしか自己の

主張を正当化できない。つまり、占有実在論の主張するように、もしも外的なものを私のものであることができないならば、外的な使用可能なものはすべて使用不可能になる。そうになると、自由な選択意志は廢棄されてしまひ、このことは選択意志の概念からは自己矛盾に陥つてゐることになる。ケルステイニングによれば、このような占有実在論に対する非難は一見すると、むしろ原始共産制の正当化になりかねない。なぜなら、「外的対象の使用の法的制限を一切否定することは、使用可能なものをあらゆる使用の外に置くどころか、物との関係において可能な限り最大の自由に至る。といふのは、所持者をもたないものは総じて誰もが自由に占拠可能だからである」⁽³³⁾。しかし、この自由はむしろ自身の生得的な自由としての選択意志の自由を破壊する。といふのは、外的な対象と人格とのつながりはあくまで自然によつて任意に与えられた偶然性の産物に過ぎず、自己の選択意志を自ら破壊して、物を自由にしてゐるのである⁽³⁴⁾。その結果、占有実在論は自己の選択意志を自然によつて不当に制限したといふ点で、法の普遍的法則に違反することになるのである。といふのは、自由な選択意志への制限はあくまで法の法則によつてのみ可能だからである。

以上のアンチノミーは、『法論』においても簡略化した形式でわずかに触れられている。

「定立…たとえ私がそれを占有していなくとも、外的なあるものを私のものでしてもつことは可能である。

反定立…私がそれを占有していなければ外的なあるものを私のものとしてもつことは可能でない。

解決…両方の命題は共に真である。この言葉（占有）を経験的占有の意味で理解するならば前者が真であり、純粹な可想的占有の意味に解するとき、後者が真である。」³⁵

このアンチノミーの解決には許容法則としての実践理性の法的要請を待たなければならぬ。それは、まさに各人の現実的^{II}経験的占有を可想的占有として適法性を備えたものであるように扱うことを各人に要請する（占有している者は幸いなるかな *beate possidentes*）という定式³⁶。このことは、現実の経験的占有者が正しい人であるという推定にもとづくものではなく、現実の経験的占有を一旦許容し、可想的占有が可能であるかのように行為することでしか合法的な私的所有が可能なものとはならないことを指し示しているのである。

このように解釈してはじめて、生得的な私のものを超えて拡張するカントの所有権概念の近代性・観念性が理解される。「私があるリンゴを私のものとよぶことがあるとすれば、それは、私があるリンゴを手中にもっている（物理的に占有している）がためではなく、たとえそれを手放してどこに置くとしても、それを占有しているといえる場合だけである。同様に、私が自分の身を横たえているある土地についても、そのことを理由にそれを私のものだということはできない。そうではなくて、たとえ私がその場所を立ち去ったとしても、依然としてその土地を占有している、と主張することが許される場合にのみ、私はそれを私のものだという事ができる。なぜなら、第一の（経験的な占有の）場合において、そのリンゴを奪い取り、あるいは私がわが身を横たえている場所から私を追い去るとする者は、内的な私のもの（自由）に関して私を侵害するには違いないが、外的なものに関しては私を侵害しないことになり、したがって私はこれらの対象を私のものと呼ぶことができないうことになるからである。」³⁷

ここにおいて、カントの所有権についての根底的な疑問点、なぜ原始共産制が否定されなければならないのかについて

ての一つの答えが提示される。その答えとは、原始共産制Ⅱ
 占有実在論は自然を物神化してしまい、それによって内的な
 私のものすら——当然、それは自己自身の人格の内なる人間
 性を含めて——廃棄することにつながるからであった。とい
 うのは、占有実在論によれば外的対象に対する私の自由は、
 そのものと直接占有されているかという外的事態に、つまり
 対象の現象的な形態に依存することになってしまふ。その結
 果、人格が外的対象に支配されるので、外的対象の方が自由
 になるという意味で、占有実在論は自己の生得的な自由を自
 己破壊へと導くことになる。したがって、外的対象の可想的
 占有を否定することは自己の人格の内なる人間性に対する義
 務違反なのである。加えて、原始的共産制にとどまりつづけ
 ることも各人には許されていない。というのも、アプリオリ
 に結合した普遍意志の理念は、必然的に交換的な正義が妥当
 する公民的体制を設立し、その成員となるように各人を義務
 づけるからである。カントにおいては、公民的体制に入り込
 むことはそれをもつことが義務であるような目的なのである。
 かくして、ケルステイングの解釈にもとづいて、カントに
 おける私的所有への志向性とその基礎づけをひとまず検討し
 てきたわけであるが、カントは外的なものの取得に関する各

人の権利を可能な限り人格間の普遍的な相互承認にもとづか
 せようとした。そしてその背景には外的なものを「法的な私
 のもの」としてもつことを認めることこそが、「内的な私のも
 の」(生得的自由)を維持することにつながるというカントの
 確信があったといえよう。この点、ロックの労働所有説が排
 除されるのは当然の帰結であったといわなければならない。
 労働所有説は人格と物件の関係を直接的に規定することしか
 行っておらず、それ自体は占有実在論の延長に過ぎない。し
 かも、占有実在論が前提としていた自己の身体と物件のつな
 がりがあったときのみの所有だけにとどまらず、労働や加工
 の投与の継続が終わった後も所有を続けるという点で占有実
 在論からおそらく認められないものであったといえよう。

ここにおいて、ケルステイングの解釈意図は明白である。
 つまり、一方でカントを「所有的個人主義」の思想家として
 位置づけるリヒャルト・ザーゲへの反駁であり、他方で地球
 の球面性Ⅱ有源性から人類の根源的な共有態を想定し、そこ
 に私的所有権の正当化と同時に制約を見るゲルハルト・ルフ
 への否定である。まず、ザーゲの見解においては、カントの
 自然状態ですでに成立していた私的所有権が、理性的な普遍
 意志にもとづく社会契約としての合意と対立することが指摘

される。すなわち、カントにおいては、「所有権の社会的承認は、市場を通じてコミュニケーションする市民の自生的な合意に基づくのではなく、その合意が所有をただ労働と交換のみに基づく社会的相互作用の過程の上にもみ位置づけて可能に固定することで、極端に理念的に基礎づけられる」⁽³⁸⁾。ザーゲはカント所有理論のこうした観念的性質の背後にある所有市民のイデオロギーの利害の現存を信じている。このためにザーゲにとつて、カントの所有権理論はロック、ホブズにまで後退するものである。こうしたザーゲの見方に対して、先に示したケルスティングの解釈によるカント的所有秩序の構想が持つ意味は、明らかであろう。つまり、ロック的労働所有説は権利を基礎づけることに失敗しているのであつて、これに対してカントにおいては法的権原の最終的根拠に統合された普遍意志による承認を与えることで、ロックのような所有的个人主義の国家思想から解放されるのである。

他方で、ルフは、むしろ所有権の獲得原理としての先占を正当化する根源的共有態（万人のアプリオリな普遍意志）の観念に理性的存在者としての平等性を読み込むことで、私的所有権の平等主義的制約の可能性を強調する⁽³⁹⁾。ルフはカントの法的主体の自由・平等・自立のうち、平等が他の二者より

も優越していることを示そうとしている。ルフによれば、カントの平等概念こそが道徳的自律を可能にするのであり、この点で平等概念は特権的な位置を与えられている。そして、この平等を支える規範的根拠として提示されるのが人間性の権利なのである。ルフは、純粋な理性理念の現実化をもたらすものとして人間性の権利を規定している。それは、「非人道的な状態の否認と、理性法則の下での道徳的主体の自律が絶対的な基準を決定している目標設定を現実化する」⁽⁴⁰⁾。ルフによれば、この法理念は、純粋なほどにナイーブなものでもなければ、実践的に無効と判断されるべきものでもない。人間性の権利は形式的な法原理に帰するものではなく、実質的な平等性を含むものとされる。この見解は単なる自由主義的法治国家としてカントを理解する従来の研究の枠組みを超えて、社会国家を内在的に含む理論としてカントを見ようとするものであつた⁽⁴¹⁾。

だが、ケルスティングによれば、ルフの見解はカントの理性法の複雑かつ理論的な論証の出発点を見落としている。というのは、カントのテクストから所有権概念の中に平等な自由の保障という目的や所有権分配の普遍的な規準を見出すことは不可能であるからだという。さらに、根源的共有態のう

ちに主体の道徳的自律を見出して、それによって所有権概念
 それ自体に平等原理の表現形態を見ると、いうこともできない。
 というのは、ルフのいう所有権の社会的制約という普遍意志
 の要素は所有秩序の歴史的具体的形態の前提条件にすぎない。
 そのようなアプリアリオリな普遍意志はあくまで私的所有の正当
 化に用いられるにすぎず、人類に共通の制約である地球の球
 面性という条件から出発して、「原則的に人格間の性質から生
 ずる法と一致するような物権の構想、すなわち経験的先占行
 為を、物件のあらゆる占有者によって承認されて分配された
 私的使用の理念でもって媒介するという法的解釈を可能にす
 る」⁽⁹⁾ことではない。この点で、カントの根源的共有態の理
 念は私的所有権の正当化根拠たりえても、直接には所与の私
 的所有権を修正するには至らないのである。結局、この私的
 所有権の修正は国家体制の成立のための社会契約によっては
 じめて可能になる。問題は、その規範的正当化をどのよう
 して行うかである。ケルステイニングはここからカント的リベ
 ラリズムの中立性から逸脱していくことになる。

三 カント的憲法パトリオティズム

—— 政治的連帯とそれを支えるもの ——

ここまで見てくると、ケルステイニングの社会国家の基礎づ
 けには、少なくとも次のようなパラダイム転換を必要として
 いるように見える。すなわち、第一節で見たように、平等主
 義的—個人主義的な配分的正義からデモクラシーの構想をも
 つ政治的な連帯への移行である。とすると、寸断された社会
 集団を統合し、さらにそこから社会国家を可能にするための
 普遍意志をいかにして生み出すことができるか、ケルステイ
 ニングに残された課題はこの点に帰着する。すなわち、政治的
 連帯や福祉権を成立させる規範的根拠とは何か。

この課題に答えるためには、ケルステイニングの論理構成上、
 政治的秩序はその前政治的基礎をもたざるをえない。私的所
 有権に関して、絶対的な自然権モデルを否定しながら、同時
 に原始共産制を否定している以上、政治的連帯にもとづく社
 会国家的な基本財の保障を可能にし、正当化する根拠はカン
 トの法哲学とは別に求められなければならない。それはまず、
 カントの道徳哲学における人間の尊厳に求められる。「人間の

価値と尊厳がその道徳性において基礎づけられることで、ここでは道徳性があらゆる人間において人間に帰属する実践性的なもの、基本的なはたらきとして規定される。そこから偶然的に免疫をもった自己の強さにあずかることができる、すべての人間が目当たりたにされたすべての自然のおよび社会的状況から独立して道徳性への機会を有している」⁽⁴³⁾。こうした人間の尊厳への訴えそれ自体は平等主義的リベラルの有する前提とも一致するものである。だが、ケルスティングによれば、「カントは恩恵が継承されるシステムの批判者であり、市民的な実力主義の支持者であった」⁽⁴⁴⁾のであり、国家による人間の尊厳への支援は容易にはカント的法治国家と両立するものではない。というのは、倫理としての支援を法や権力によって強制することはカント的なりベラリズムの一貫性・中立性にとって大きな問題を有するからである。

それゆえに、ケルスティングは、リベラリズムの中立性を乗り越えていかざるをえない。つまり、リベラリズムの前提とする諸個人の善の構想の多元性を承認するだけにとどまらず、民主的公共性を支える討議倫理的な基礎を見出そうとする。そのテーゼは、ケルスティングによれば、次のようなものである。「首尾一貫した自由の政治は単に法治国家的法の

支配の枠内における消極的自由の保障のみを与えるのではなく、市民に必要な場合には、必要とされる自己決定の資源を与えるという課題も義務である」⁽⁴⁵⁾。

さて、このように市民自身に自己決定の資源を与えること、言い換えれば市民自身の公共的な自律を形成するということをリベラリズムに課すために、ケルスティングはリベラリズムの再編成を図るのである。ケルスティングが前提とするリベラルな秩序とは以下のようなものである。

「市場は、善と給付について差別から解放された交換の場である。

法治国家は社会的平和について配慮する。それは行為と闘争の調整を一般的で形式的な法律に書き換える。それは市民の平等な取り扱いを保障する。

権力分立と高度な司法上の規範解釈によって基本権の保障を果たし、支配を緩和する憲法は、政治社会の秩序の基礎を形成する。

支配の実行は民主的に組織され、市民の政治的自己決定において基礎づけられる。

開かれた社会は個々人の自己決定的な生を導く場であり、公的な理性使用の場であり、市民の熟議による自己理解の場である。ここでは、各人は平等な発言権と平等な根拠づけの義務を持っており、

私的自律および公的自律は制約を受ける。」⁽¹⁶⁾

リベラリズムのもつこれらの諸特徴は、無制約の善の構想を追求する包括的教説を国家の原理＝憲法として採用すること拒絶し、唯一の真理の追究を放棄することによって成立する。ケルステイングはこうした「中立性」のリベラリズムを批判していく。その中立性のリベラリズムはおおむね公／私分離によって成立しているといつてよいが、その細目は次のような三つの内容に分かれる。⁽¹⁷⁾ まず、第一の中立性は相互に対立する信仰告白に反対する。この相互に対立する信仰告白に反対する中立性が求めるのは、国家の政教分離である。つまり、いかなる信仰告白も、自身の行為の基盤とすることはなく、宗教から自由で宗教に関心を持たない政治、宗教を公共性から遠ざけて私的な事柄として扱う政治を営むような国家が求められる。かくして、民主的に形成されたリベラな政府が破壊からまぬかれることになる。このような宗教の私事化の代償として、国家は非暴力的宗教の共存を全面的に保障する。

第二の中立性はさまざまな幸福の想定に反対する。一八世紀福祉国家の幸福主義的専制の批判者としてカントは（ある

いはヴェルヘルム・フンボルトも）国家を諸個人のさまざまな幸福追求の形式から中立化していた。そして一般的な法律の枠内で幸福な生活への私的な想定の実現のために、国家は、万人の平等な権利を保護することに限定される。それゆえリベラな法治国家は、私的な幸福追求の共存の保障に制約される。このカント的な反パターナリズムはいかなる個人の幸福も普遍化可能であるとみなされない。いかなる客観的な幸福への想定も存在していないので、国家の行為は各人の自由の条件としての法の実現のみに制約される。ケルステイングによれば、法は一般的なものであり、法の規則は普遍的な同意の形式性に基づいて可能となりうるのである。

第三の中立性は善き生についてのさまざまな個人的構想に反対する。この第三の中立性はリベラな中立的討議において、善き生の構想を討議へと還元する共同体主義者によって企てられたものであるとされ、討議にもとづく多元主義的な住み分けを前提にした中立性である。国家の諸原理がさまざまな私的な価値観に基づく要求を普遍化するには、諸原理は特定の善の構想を基礎としてはならないものとされる。そして、国家原理の基礎づけが要請する倫理的な中立性に、現実政治における倫理的な非党派性への国家の義務を要求する。

以上のことから、リベラルな秩序には、こうした多元主義的価値観の並存を可能にするための中立性が根源的な原理として組み込まれて不変のものとされておかなければならなくなる。ところが、ケルステインによれば、内的なものであれ外的なものであれ、リベリズムの中立性に認められる価値は、リベリズムそれ自体を道徳的に中立のものとして保持する契機にしてはならない。ケルステインによればリベリズムは自らの規範的な卓越性のために守られるに値する生活様式である。ケルステインによれば、「リベラルな法治国家の義務である倫理的な中立性はならんら平和を創設する打算的な協定ではなく、つまり暫定協定ではなく、リベリズムそれ自体の規範的な文法に直接根を下ろしている」ということは明白である。^⑧ケルステインはリベラルな秩序それ自体の倫理的価値を、政治的な行き詰まりや個人主義的な孤立化あるいは経済的な道具化と基礎づけ主義的な攻撃から離れたところでたち現れる法的な義務であると同時に倫理的義務であることを示していくために、このリベリズムの中立性を、よりポジティブな価値をもつものに組み換えしていこうとする。

その組み換えを、ケルステインはチャールズ・ラーモアの対話的なりベリズムの批判的検討から、彼は形式的な合

理的対話可能性を条件とするラーモアの中立的リベリズムを以下の三つのテーゼに分ける。^⑨

「一、国家は市民に、それが自らの意志で肯定された各人の信じる善の構想を追究する平等な機会を保障する。
二、国家は、善の明確な構想をほかの構想よりも強く追究することを避ける、それゆえに各人の倫理的な差別も避ける。

三、国家はそれが真理のように見えることによって、諸個人がほかの何らかの善の特殊な構想をより好むということを企てることもない。」

最初の二つの中立性の類型が政治的リベリズムによつて支えられているのに対して、ケルステインの構想においては三つ目の目的中立性の形式は退けられねばならない。むしろ、国家は正義感情としての「寛容」や「尊敬」を倫理的義務として各成員に課すのでなければならぬ。ケルステインはこのリベラルな徳に関して市民間の普遍主義的な完全一致をもたらずための中立性を以下のようにパラフレーズする。

「一、全員が正確に同一の正義原則を承認し、全員が同一の正義原則を承認していることを知っていること、

二、秩序ある社会の基本構造がこの正義原則に適合して設立されていること、

三、市民が「規範的に有効な正義感情」を持ち、これを根拠として基本的な社会制度の規則を一般に守ること。⁽⁵⁰⁾」

このような中立性の形式が意味するのは、リベラリズムにおいても放棄されてはならない真理＝普遍的なりべラブルな徳が存在しており、そのような前政治的な基礎をもつてのみリベラリズムの中立性は有効に機能するということである。三つ目の定式でいわれている「規範的に有効な正義感情」とは、単なる相互性にもとづく合意から国家原理を規定することを許すことのない寛容と尊敬という正義感情である。相互性の問題性は、合意の内容に相互に最小値を付け合うことへと導きかねず、その結果として、普遍的な正義感情の基礎づけには不十分である。「中立性の中立的な基礎づけは、中立的ではなく、近代の西洋文化の基礎的な信念体系の表現なのであって、ただ、善の構想を人権を備えた初期のリベラリズムに適合させ、私的なものと公的なものとの分離を遂行する人々にとって受け入れられるにすぎないものである。」⁽⁵¹⁾合理的な討議の規範を尊重することは、確かに論証の論理と倫理に服従す

るために重要であるが、その根源的な規範として相互の寛容と尊敬が定立されうることを忘れてはならない。

寛容の意味は、寛大さや気前の良さといった類似の態度と同様に、それ自体はリベラリズムにとって自明のものではない。寛大さや気前の良さは法的要求として成立しえないのに対して、寛容は「義務を超えた努力 (etwas Supererogatorisches) であって、義務を超えて到達すべきものである。寛容を示す人は、人が一般に彼について法的にあるいは倫理的に要求してもよいこと以上をあえてなす」⁽⁵²⁾ものである。ケルステイングは、価値の多元化が進んでいる状況下では、宗教的価値や個人の幸福や意味の捉え方にさまざまな違いが生じてくるが、そうした異なる生活状況に対する寛容なふるまいが要求されるということを主張する。ただし、こうした寛容は限界を自らのうちに含んでいる。⁽⁵³⁾対話的な熟議は理性的なものによって成立している。そうである以上、理性的なものによる寛容は非理性的なものに寛容を与えることはできない。リベラリズムの安定性にとつて、この寛容の限界は必然的なものとなる。

尊敬は単なる非暴力を意味する相互尊重以上の積極的な意味をもたされている。人間を人間として扱うという尊敬の要求は以下のことをリベラリズムに与える。「人権的な平等主義

のこうした相互の尊敬の秩序は市民の共同生活の法形而上学的な基礎を形成する。というのは、近代の憲法は少なくともその基本権の一部においては、この人権あるいは理性法的な基本原理の実定的な理解以上のものではほとんどなかったからである。人間が人間を法的な人格として扱うことで、人間は人間に尊敬を示すのである。⁽⁵⁴⁾ここに、カント的な定言命法を政治的正義に結合させようとするケルスティングの試みが見られるのである。それは公共的自律を普遍的価値とみなし政治的共同体の成員に対してめざすことを要求する。こうしてリベリズムの倫理的・文化的基盤が確立されるのであり、また、そうした政治的自律を可能にする福祉権を公共的に正当化することが可能になる。

こうした討議倫理学よりも実質的な規範を政治的正義に混入することの正当性をケルスティングはカント的な憲法パトリオティズムに求めている。ケルスティングによれば、「今日、憲法パトリオティズムの表現は、ハーバーマスの特徴の討議倫理学と結び付けられる。しかし、憲法パトリオティズムはなんら討議倫理学の発明ではなく、カント主義の発明なのである。」⁽⁵⁵⁾尊敬や寛容といった市民への正義感情を涵養するものがカント的な憲法パトリオティズムであり、ケルステイ

ングはこれを一八世紀のカント主義者ヨハン・ベルグ（一七六九―一八三四）から受け取っている。それによれば、「カント主義者は、次のような普遍的に承認され、すべての包摂された統合の核心を見出す。すなわち、『正しい憲法を觀察し、享受すること』の中で相互に結びつくような理性的市民の政治的共同体の統合の核心を見出す⁽⁵⁶⁾」。土地や血へのナシヨナリスティックな愛着ではなく、その成員に政治参加を認め、政治的自律を保障する憲法への愛と忠誠が道徳的性質をもって実践理性の中に含まれることをこのことは示している。「人倫法則が道徳感情の創造の原理として役目を果たし、私たちを偶然的なものから引き上げるとき、自由と平等に基づく理性法的憲法は人間を尊厳なき抑圧的な政治生活の諸関係から解放し、自由な法律を備えた憲法への忠実を生み出す尊敬において、そしてこの憲法によって秩序づけられる公共体の運命について関心を寄せている配慮の中で人間を一つにまとめる。」⁽⁵⁷⁾ケルスティングによれば、このような愛着や忠誠は、カント主義者たちが理性的な憲法に対して期待しているところのものなのだという。

以上のようなケルスティングによる憲法パトリオティズムの構想によって、尊敬と寛容を加えた政治的正義の構想、そ

してそこから生み出される自律を支援する社会国家はひとま
ず形を得たのであるが、こうした政治哲学はカント本人のそ
れではなく、カントを超えているということに留意してお
きたい。ケルステイングの「カント的なりべらる社会国家」
は、その理論構成の仕方や所有権構想において大きくカント
に依拠してその成立可能性を排除しなかったものの、最終的
な基礎づけを「カント的な」ものにゆだねているのである。

むしろにかえて——批判的考察に向けて

これまで検討してきたケルステイングの社会国家の特徴を
まとめるならば、①政治的自律としての自由を保障する民主
的法治国家と両立可能でなければならぬこと（この観点か
ら既存の福祉国家体制＝平等主義的リベラルは財政・金融政
策の専門化を呼び起こし、政治の民主的な答責を失うと批判
される。）②ケルステイングの提示するカント的な所有秩序は
自由尊重主義的な市場原理の支配も原始共産制の正当化も不
可能なものとし、その成立は統合された普遍意志による承認
に権原をもつ。③そのような普遍意志の形成には民主的な法

治国家による統合が必要であり、その統合にはリベラルな徳
としての市民たちの相互尊敬と寛容が必要である。そうして
形成された憲法パトリオティズムを背景にして政治的連帯＝
福祉権が民主的法治国家に加えられるが、それは原則として
自助のための支援であり、自立を成立可能にするための（あ
るいは自立不可能なものを救済するための）最小の給付にす
ぎない。

こうしたケルステイングの「カント的なりべらるな社会国
家」の基礎づけに対して、いくつかの考えられる疑問点があ
る。これらの疑問点は、今後の批判的考察に向けて現時点に
おけるものとして提示して今後の課題としたい。

第一に、政治的自律とそれを支える経済的自立性を福祉の
主眼にする発想がカントの生きていた時代状況とは異なる現
在にそのまま適用できるかは疑問である。こうした自立支援
型の福祉は、冒頭で触れたようにカントにおける国家と社会
の未分化を前提にすれば自立支援の責任を国家に負わせるこ
とが可能であったし、高邁な理想ともなりえたかもしれない。
だが、現在のように新自由主義が台頭し、福祉の負担が現実
に家庭や市場へと移されつつある状況では、それは自立支援
の名の下での福祉に対する国家的責任の放棄になりかねない

のではないか。こうした現在の状況に対して、ケルスティングの社会正義論が規範的拘束や責任ある制度化に寄与することができるとについては未知数である。

第二に、カント解釈の問題においてカント法哲学の内在的な原理からは社会国家原理を導出することができないとして、カント的憲法パトリオティズムの観点から導出される相互尊敬や寛容をその基礎づけに用いている点である。ケルスティングは社会福祉の問題を倫理的な尊敬や寛容の問題として把握しようとしているが、カントの定言命法第二定式「汝の人格における人間性と同様、他の全ての人格における人間性もまた、決して単に手段として用いることのないように、常に同時に目的自体として用いるように行なう⁽⁵⁸⁾」のいう人間性の尊重は人間が類としてもつ人類共通の性質の尊重でもある。カントは自身の法哲学の中に「自己自身のうちなる人間性に対する権利・義務」を与えており、⁽⁵⁹⁾それを起点にして全人類に対する自己自身の義務として福祉に貢献するという方向性を与えることもできるのではないのだろうか。筆者には、そうしてはじめて現在のグローバル化する経済秩序全体を視野に納めた政治的連帯が可能になるように思われる。カント法哲学解釈に関してのケルスティングは、カントにおける公的

＝配分的正義の体系に対する所有論における法的理性の論理的優越を強調しすぎており、その結果、国家の法的な機能を内のおよび外的な私のもの、汝のものの処理に限定してしまっているように見えるのである。⁽⁶⁰⁾

以上のような疑問点を提示したものの、ケルスティングによる社会国家の独自の基礎づけは、現在大きな危機を迎えている社会国家および現代立憲主義に対してひとつのオルタナティブを提示したものであるといえる。もちろん、これをそのままの形で日本に導入することはできないし、そうすべきでもないが、自由尊重主義と共同体主義の隘路に、平等主義的リベラリズムの可能性を見いだす試みとして今後のアクチュアルなカント法哲学の研究の里程標の一つとなろう。

注

- (1) ケルスティングのカント法哲学研究について、その批判哲学における方法論の観点から注目しているものとして、松本和彦「カント法哲学の超越論的性格——所有権論を中心にして——」『法哲学年報一九九三年』一六一—一六九頁、および松本和彦「カント法哲学の超越論的性格——W・ケルスティングの所論を中心として——」『法学研究』六五巻、一九九二年、三四五—四一三頁を参照。

また、カントの『法論』から社会国家を導出できるかについて検討しながら、一九九三年版の『自由の秩序』に関するケルステイングの見解に言及しているものとして、福井徹也「カントと社会国家」『法哲学年報一九九五年』一五一―一五九頁がある。

(2) ケルステイングの社会正義論に焦点を当てて日本に紹介した研究として、永合位行「W・ケルステイングの最小社会国家の構想」『神戸大学経済学研究年報』五六号、二〇〇九年、四一―五七頁。同研究は、ケルステイングの社会国家における経済政策や福祉政策の全体像を明らかにしつつ、ケルステイングの社会国家の構想をリベタリアニズムとも平等主義的リベラリズムとも異なる第三の道として積極的に評価する一方で、ケルステイングが自律的個人の権利を強調しすぎており、共同体の役割を軽視している点、および人権の基礎づけが不十分である点を指摘している。本稿では、ケルステイングがこれらの点を乗り越えようとした理論的足跡をたどるつもりである。

(3) 国家と市民社会を同一のものとして捉える西洋思想の伝統の最後にあたるものとしてカントを位置づけている古典的な研究として、マンフレート・リーデル「支配と社会——哲学における政治の正当化問題に寄せて——」(成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、一九八二年所収)、二頁以下を参照。

(4) Wolfgang Kersting, Sufizienz, Ermöglichung, Kompensation.

Ziele der Verteilungsgerechtigkeit, in: Peter Koller (Hrsg.), Gerechtigkeit. Im politischen Diskurs der Gegenwart, Wien 2001, S. 89.

(5) Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, suhrkamp (Frankfurt am Main) 1993, S. 37.

(6) Ebd., S. 64.

(7) Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie (3 Auflage.), Paderborn 2007, S. 58. (この第三版については邦訳が最近出版されている。『自由の秩序——カントの法および国家の哲学——』船場保之・寺田俊郎監訳、ミネルヴァ書房、二〇一三年、三四頁以下。なお、同書からの引用するときは、原則として拙訳による。)

(8) Wolfgang Kersting, Kant und das Problem der Sozialstaatsbegründung, in: Kant und die Berliner Aufklärung, Behn 2001, S. 155.

(9) Ebd.

(10) Wolfgang Kersting, Sicherheit, Freiheit, Gerechtigkeit: zur Verantwortlichkeit des Staates in der Staatsrechtsdiskussion, in: Ludger Heidbrink, Alfred Hirsch (Hrsg.), Staat ohne Verantwortung? Zum Wandel der Aufgaben von Staat und Politik, Frankfurt/Main 2007, S. 103.

(11) Ebd., S. 90.

(12) Ebd., S. 105.

- (13) Ebd., S. 106.
- (14) Wolfgang Kersting, *Der liberale Liberalismus*, Tübingen 2006, S. 15.
- (15) Kersting, aa.O., *Sicherheit, Freiheit, Gerechtigkeit*, zur Verantwortlichkeit des States in der Staatsrechtsdiskussion, S. 106f.
- (16) Ebd., S. 108.
- (17) 以下の三つのコストについては、次の箇所を参照。Ebd., S. 108-113.
- (18) Wolfgang Kersting, aa.O., *Kant und das Problem der Sozialstaatsbegründung*, S. 163-4.
- (19) Ebd., S. 164.
- (20) Kersting, aa.O., *Suffizienz, Ermöglichung, Kompensation*, Ziele der Verteilungsgerechtigkeit, S. 96f.
- (21) Kersting, aa.O., *Sicherheit, Freiheit, Gerechtigkeit*, zur Verantwortlichkeit des States in der Staatsrechtsdiskussion, S. 90.
- (22) Ebd., S. 91.
- (23) 以下では Kersting, aa.O., *Wohlfundierte* (3.Aufl.) に依拠しながら、カントの所有権の基礎づけを論じていく。なお、本節の議論の一部は平成二十六年度に九州大学に提出した筆者の博士論文の内容に加筆・修正を加えたものである。
- (24) この論証は次の箇所にも見られる。Wolfgang Kersting, *Eigentumsfreiheit und soziale Gerechtigkeit*. Versuch einer philosophischen Deutung der verfassungsrechtlichen Grundsatzes „Eigentum verpflichtet“, in: Otto Depenheuer (Hrsg.), *Eigentum, Ordnungsidee, Zustand, Entwicklungen*, Berlin/Heidelberg 2005, S. 43-59.
- (25) VI. M.D.S. S. 268. (44頁) カントからの引用はマカナー版全集 Kant's gesammelte Schriften, (Hrsg.) Preussischen Akademie der Wissenschaften, の巻数、表題、頁数の順に指示する。なお、表題の略号は以下のとおりである。
- *Grundlegung der Metaphysik der Sitten*, 1785. = GMS.
 - *Metaphysik der Sitten*, 1797. = M.D.S.
- (26) 上の二つを併せて Vgl. Kersting, aa.O., *Wohlfundierte* (3.Aufl.), S. 177-179. 邦訳一六五-一六頁。
- (27) VI. M.D.S. S. 245.
- (28) VI. M.D.S. S. 270.
- (29) VI. M.D.S. S. 248f.
- (30) Vgl. Kersting, aa.O., *Wohlfundierte* (3.Aufl.), S. 183f. 邦訳一七〇頁以下。
- (31) Ebd.
- (32) VI. M.D.S. S. 254.
- (33) Kersting, aa.O., *Wohlfundierte* (3.Aufl.), S. 185. 邦訳一七一頁。
- (34) Kersting, aa.O., *Wohlfundierte* (3.Aufl.), S. 187. 邦訳一七三頁。
- (35) VI. M.D.S. S. 255.
- (36) VI. M.D.S. S. 257.

- (37) VI. Mds. S. 248f.
- (38) Richard Saage, Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant, Stuttgart, 1973, S.19.
- (39) Gerhard Luf, Freiheit und Gleichheit. Die Aktualität im politischen Denken Kants, Wien 1978, S. 88f.
- (40) Luf, aa.O., S. 141.
- (41) Luf, aa.O., S. 147. 参考として福井徹也「カントと社会国家」『法政学年報一九九五年』「一五一一一五九頁を参照」。
- (42) Kersting, aa.O., Wohlgeordnete (3.Aufl.), S. 264-265, Anm. 27. 邦訳「161-13頁」。
- (43) Wolfgang Kersting, aa.O., Kant und das Problem der Sozialbegründung, S. 170.
- (44) Ebd.
- (45) Wolfgang Kersting, Das Recht, die Freiheit, das Gute und die Tugend. Grundriss des Liberalism, in: Lothar R. Waas (Hrsg.) Politik, Moral und Religion - Gegensätze und Ergänzungen, Berlin 2004, S. 190.
- (46) Wolfgang Kersting, Gerechtigkeit und öffentliche Vernunft. Über John Rawls' politischen Liberalismus, Paderborn 2006, S. 12.
- (47) Kersting, aa.O., Das Recht, die Freiheit, das Gute und die Tugend. Grundriss des Liberalism, S. 195-196.
- (48) Kersting, aa.O., Gerechtigkeit und öffentliche Vernunft, S. 167.
- (49) Ebd., S. 173f.
- (50) Ebd., S. 178.
- (51) Ebd., S. 174.
- (52) Kersting, aa.O., Das Recht, die Freiheit, das Gute und die Tugend. Grundriss des Liberalism, S. 204.
- (53) Kersting, aa.O., Gerechtigkeit und öffentliche Vernunft, S. 179.
- (54) Kersting, aa.O., Das Recht, die Freiheit, das Gute und die Tugend. Grundriss des Liberalism, S. 203.
- (55) Kersting, aa.O., Gerechtigkeit und öffentliche Vernunft, S. 165.
- (56) Ebd.
- (57) Ebd., S. 166.
- (58) IV. GMS, S. 429.
- (59) 筆者が「かいつじの指摘をききなごたじゅうが、著『カント法理論における人間の尊厳』『九大法学』一〇号「二〇一〇年」一三三五頁を参照」。
- (60) 「S. 254f. Kersting, aa.O., Wohlgeordnete (3.Aufl.), S. 254f. 邦訳「二四九頁以下」を示されよう」。